



横浜市産前産後ケアヘルパー

産後ヘルパーステーション山本
(山本助産院内)

ヘルパー派遣サービスの
ご案内



横浜市産前産後ケアヘルパー 派遣のご案内

ご妊娠、ご出産おめでとうございます。

妊娠、出産を経た女性の身体と心は、大変デリケートで養生を必要としています。産前の変化の多い身体、また産後の疲れた身体を癒し、ゆっくりと体調を整えてください。赤ちゃんとの生活がスムーズにいくように、お手伝いいたします。

横浜市の制度で、妊娠中及び出産後 5 か月未満で心身の不調等によって子育てに支障がある、あるいは多胎児を出産後 1 年未満で家事や育児の負担の軽減を図る必要がある養育者に対して、横浜市と契約を結んだ事業者からヘルパーを派遣します。

対象となる方

横浜市内に在住で次のいずれかに該当する家庭

- (1) 妊娠中で、心身の不調等により子どもの養育に支障があり、かつ日中家事または育児を行う者が他にいない妊婦。
- (2) 出産後 5 か月未満で、心身の不調により子どもの養育に支障があり、かつ日中家事または育児を行う者がいない養育者。
- (3) 多胎児を出産後 1 年未満で家事や育児の負担を軽減を図る必要がある養育者。



サービスの内容

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 家事に関する援助 | (2) 育児に関する援助 |
| ○食事の準備及び後かたづけ | ○授乳 |
| ○衣類の洗濯・補修 | ○おむつ交換 |
| ○居室などの掃除・整理整頓 | ○もく浴介助 |
| ○生活必需品の買い物 | ○適切な育児環境の整備 |
| ○関係機関との連絡 | ○その他必要な育児援助 |
| ○その他必要な家事援助 | (上のお子さんの保育等) |



<横浜市産前産後ケアヘルパー派遣事業>

利用料金 (対象：生後5か月未満)

・1回2時間以内、1日2回まで(産前・産後各20回まで)	
市民税所得割 77,001 円以上の世帯	1回あたり 1500 円
市民税所得割 77,000 円以下の世帯	1回あたり 250 円
住民税非課税世帯・生活保護世帯	無料

※多胎児出産の場合産後 40 回まで利用できます。

※対象外の方には、家事支援ヘルパー派遣があります

(自費サービス：1 時間 2000 円)。

利用申し込み方法

お住まいの区の子ども家庭支援課に申請書を提出してください。妊婦の場合は体調不良について記載された診療情報提供書も添付してください。

申請書を記入する際に、産前産後ケア事業事業者一覧から、希望の事業者を選んでください。

申請書は、各区福祉保健センター及び市内の産婦人科の医療機関、山本助産院で配布しています。下記 URL からダウンロードもできます。

よこはまはぴねすぽっと (「横浜市産前産後ケア」でも検索できます)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/katei/sanzensango/>

詳しくは、上記で配布している「利用規定」をご覧ください。

サービスの内容については、「産後ヘルパーステーション山本」にお気軽にお問い合わせください。

【産前産後ケアヘルパー派遣事業 受託事業者】
産後ヘルパーステーション山本(山本助産院内)
TEL/FAX : 045-783-6352

